

薬生総発 0622 第 2 号  
医政総発 0622 第 3 号  
令和 3 年 6 月 22 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )

#### ドローンによる医薬品配送に関するガイドラインについて

近年、薬局開設者又は医療機関の開設者がドローンを用いて処方箋により調剤された薬剤を配送する場合（薬局開設者及び店舗販売業者が一般用医薬品を販売する場合を含む）、卸売販売業者がドローンを用いて医薬品を医療機関等に配送する場合等、ドローンを用いて医薬品を配送する実証事業が全国のへき地等において実施されています。

また、ドローン物流事業の導入時やサービス提供時の課題を整理した上で、その対処方法をわかりやすく解説することを目的として、内閣官房及び国土交通省において、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン（Ver1.0（法令編）」（令和 3 年 3 月）が公表され、ドローン物流サービスの導入にあたっての関係法令が整理されているところです。

こうした現状を受け、今般、内閣官房、国土交通省、厚生労働省において、「ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン」を、別添のとおり、とりまとめましたので、御了知いただくとともに、貴管内医療機関、薬局、店舗販売業、卸売販売業、関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、本ガイドラインにおいて、実証事業対象地域の自治体における医務・薬務主管課に報告することとしており、実証事業を行おうとする者から報告等があった場合には、本ガイドラインに基づき御対応いただきますよう、お願いいたします。